

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月18日
【報告者の名称】	株式会社ジー・ネットワークス
【報告者の所在地】	山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	0836(83)5511(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 小西 隆弘
【縦覧に供する場所】	株式会社ジー・ネットワークス (山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社ジー・コミュニケーション
所在地 名古屋市北区萩野通一丁目8番地1

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年2月15日開催の取締役会において、株式会社ジー・コミュニケーション（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、後記(2)に記載の根拠及び理由に基づき、後記のとおり、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねることを決議致しました。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、平成25年2月15日現在、当社普通株式10,802,000株（当社が平成25年2月14日に提出した第47期第3四半期報告書（以下「当社第47期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数23,584,000株に対する所有割合にして45.80%（小数点以下第三位四捨五入））を所有する当社の親会社です。

この度、公開買付者は、公開買付者及びその子会社（以下「公開買付者グループ」といいます。）のスポンサーとして、株式会社神戸物産（以下「神戸物産」といいます。）を選定し、公開買付者は、平成25年2月15日、神戸物産との間で、後記（b）イ記載の内容を含むスポンサー契約（以下「本スポンサー契約」といいます。）を締結したとのことです。本スポンサー契約に基づいて行われる後記（b）ウ記載の公開買付者による第三者割当及び本株式交換（後記にて定義します。）を通じて、株式会社クックイノベンチャー（以下「クックイノベンチャー」といいます。なお、クックイノベンチャーは、株式会社クックイノベンチャー役員持株会と神戸物産が資金を拠出している会社であり、その議決権比率はそれぞれ81.1%と18.9%です。またその役員は、公開買付者グループ側から派遣された取締役4名並びに神戸物産側から派遣された取締役1名及び監査役1名により構成されます。）は、最終的に公開買付者株式の100%を取得し、公開買付者はクックイノベンチャーの100%子会社となるとのことです。他方で、公開買付者は、上場会社である当社の発行済株式の45.80%を所有するいわゆる持株親会社（ホールディングカンパニー）であるため、クックイノベンチャーが公開買付者の株式の過半数を取得することとなる場合には、実質的には当社の「株券等の買付け等」を行っているものと同視される余地もあるものと考えられるとのことです。そのため、公開買付者は、後記のとおり、公開買付規制の趣旨及び金融庁による「株券等の公開買付けに関するQ&A」（以下「金融庁Q&A」といいます。）に鑑み、当社の株主の皆様に対して、公開買付者が保有する当社普通株式の1株当たり評価額61.4円（小数点以下第二位四捨五入、以下「本当社普通株式1株当たり評価額」といいます。）と同額以上の価額にて、その所有する株券等売却する機会を提供するため、当社の発行済普通株式の全てを対象として、本公開買付けを実施することにしたとのことです。なお、本公開買付けにおいては、前記公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）に上限を設定しておらず、また、下限についても設定されておりません。

但し、公開買付者によれば、後記のとおり、本公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格は、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であるところ、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成25年2月14日の当社普通株式の株式会社東京証券取引所市場第二部（以下「東証市場第二部」といいます。）における普通取引終値110円に対して43.64%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年2月14日までの過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値107円（小数点以下四捨五入）に対して42.06%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年2月14日までの過去3ヶ月の普通取引終値の単純平均値97円（小数点以下四捨五入）に対して36.08%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年2月14日までの過去6ヶ月の普通取引終値の単純平均値85円（小数点以下四捨五入）に対して27.06%（小数点以下第三位四捨五入）と大幅にディスカウントした価格（62円）となることから、公開買付者としては、本公開買付けに多数の応募がなされることは基本的に想定しておらず、また当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。

意思決定の過程及び理由

(a) 当社及び公開買付者の概要

当社は、昭和41年5月に設立された、長崎ちゃんめん、おむらいす亭を中心とする多業態の直営及びF C展開事業等を営む会社であり、公開買付者はその発行済株式総数の45.80%を所有する、当社の親会社です。

一方、公開買付者は、平成6年6月創業、平成9年6月設立のグループホールディングカンパニー・コンサルティング事業を営む会社であり、公開買付者グループは、国内外1,000店舗のネットワークを最大限活用し、主力である外食事業の活性化を図ると同時に、創業の理念である共存共栄の精神で事業に取り組んできたとのことです。

(b) 公開買付者グループにおけるスポンサー選定手続の概要

ア スポンサー選定の経緯

公開買付者によれば、平成24年8月31日、公開買付者の発行済株式の約51%を所有し公開買付者の親会社であった株式会社フーズが、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに加え、その他の公開買付者の主要な株主のうち、発行済株式の約21%を所有していたN I Sグループ株式会社及び約13.5%を所有していた株式会社C&I Holdingsがいずれも民事再生手続を遂行しており、同じく約4.5%を所有していた株式会社コムネットバンクも清算手続を遂行している状態にあるため、公開買付者の株式の処分如何によって、議決権その他の株主権が適切に行使されない状況となるおそれがあったとのことです。さらに、公開買付者及び公開買付者の子会社のうちの数社は、現在、具体的な破綻懸念があるわけではないものの、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼しており、金融債権者においても、公開買付者の株主関係の整理・安定の実現が最大の関心事となっていたとのことです。

公開買付者によれば、以上の経緯から、公開買付者の株式については、早急はその処理を行う必要があり、またスポンサーが公開買付者の株式の全てを取得して、新たに公開買付者グループの事業経営の主体となり、かつ、公開買付者グループの金融負債についても、早期に整理・正常化が可能であることが必要となっていたとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、平成24年11月中旬頃から平成25年1月下旬頃まで、公開買付者グループのスポンサーを選定する入札手続を実施したところ、神戸物産を含む11社が応札し、公開買付者は、各社からの提案内容、特に公開買付者の既存株主からの株式取得価格（その評価の適切性を含む。）、提示されたスキームの適切性に加えて、当該スキームの実現可能性（資金調達の実現性を含む。）を総合的に検討した結果、神戸物産が提示した公開買付者の既存株主からの株式取得価格の優位性・妥当性・資金調達可能性、公開買付者株式の100%取得に関するスキームの適切性・実現可能性に加え、同社の提示した支援のパッケージは、公開買付者グループ全体の金融負債の早期の整理・正常化を図ることについて神戸物産が支援することを内容に含むものであり、金融債権者間の公平性を損なわない形でグループ全体の金融負債・金融環境を早期かつ抜本的に整理・改善できるものであったことや、同社と公開買付者グループとの間において事業上のシナジーが相当程度見込めること等から、神戸物産が公開買付者グループのスポンサーとして最もふさわしく、神戸物産の支援のもとで、公開買付者グループにおける事業の抜本的改革を実行し、また公開買付者グループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図った上で、公開買付者グループの事業を推進していくことが、公開買付者グループの企業価値向上のために必要であり、また最善の策であると考えに至り、公開買付者は、平成25年2月15日付で、神戸物産との間で、後記イ記載の内容を含む本スポンサー契約を締結したとのことです。

イ 本スポンサー契約の概要

公開買付者によれば、本スポンサー契約の概要は、以下のとおりとのことです。

- (ア) 公開買付者がその株主関係の整理・安定化を図ること並びに公開買付者グループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図ることを、神戸物産が支援すること
- (イ) 上記(ア)の支援の一貫として、クックイノベンチャーに対し、公開買付者が発行済株式総数に対する所有割合にして68.18%（小数点以下第三位を四捨五入）にあたる普通株式を発行し、その後に行われるクックイノベンチャーを株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする現金対価株式交換を通じて、公開買付者がクックイノベンチャーの100%子会社となること（一連の手続を併せて以下「公開買付者100%子会社化手続」といいます。）
- (ウ) 上記(イ)の公開買付者100%子会社化手続の実施に当たり、法令等により必要とされる場合には、公開買付者は、その上場子会社である当社、株式会社ジー・テイスト（以下「ジー・テイスト」といいます。）及び株式会社さかい（以下「さかい」といいます。）の株券等に対する公開買付けを行うよう努めることの確認
- (エ) 公開買付者グループ全体の金融負債を金融債権者間の公平性を損なわない形で早期に整理・正常化し、またスポンサーである神戸物産との関係を強化する観点から、公開買付者が、当社、ジー・テイスト及びさかいをして神戸物産に対する新株予約権付社債を発行させること

ウ 本スポンサー契約に基づく公開買付者並びに公開買付者の上場子会社である当社、ジー・テイスト及びさかいによる本件取引の実施

本スポンサー契約の内容を踏まえ、公開買付者並びに上場子会社である当社、ジー・テイスト及びさかいは、以下の手続（これらの手続を併せて以下「本件取引」といいます。）を実施し又は実施する予定です。

(ア) 公開買付者による普通株式の発行

公開買付者によれば、公開買付者100%子会社化手続の一貫として、公開買付者は、平成25年1月31日付で、以下に記載の内容で、公開買付者の普通株式30,531,250株を発行する第三者割当の実施を決定したとのことです。

発行新株式数 : 30,531,250株

払込金額の総額 : 30億625円（1株につき98.26円）

払込期間 : 平成25年2月15日から同月28日

公開買付者によれば、クックイノベンチャーから同年2月14日付で申込みが実施されたことを受け、公開買付者は同月14日付で、クックイノベンチャーに対し、割当ての通知を行い、クックイノベンチャーから同月15日付で払込みが実施されたことから、公開買付者は、クックイノベンチャーに対して同日付で普通株式30,531,250株を発行したとのことです。これにより、クックイノベンチャーは公開買付者の普通株式30,531,250株（公開買付者の発行済株式総数44,780,250株に対する所有割合にして68.18%（小数点以下第三位四捨五入））を所有する、公開買付者の親会社となったとのことです。

(イ) 現金対価株式交換

また、同じく公開買付者100%子会社化手続の一貫として、公開買付者は、平成25年2月15日付で、平成25年3月19日を効力発生日とし、クックイノベンチャーを株式交換完全親株式会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする現金対価株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することとし、クックイノベンチャーとの間で株式交換契約を締結したとのことです。なお、本株式交換の対価については、普通株式100株につき、金9,826円の割合をもって金銭（1円未満の端数切り捨て）を交付するとのことです。本株式交換の効力が生じると、公開買付者はクックイノベンチャーの100%子会社となります。

(ウ) 公開買付者による当社、ジー・テイスト及びさかいに対する公開買付けの実施

公開買付者は、後記(c)記載のとおり、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q & Aに鑑み、上場子会社である当社、ジー・テイスト及びさかいの株券等に対する公開買付けを行うことを決定したとのことです。各公開買付けの詳細については後記(c)及び(5)をご参照下さい。

(エ) 当社及び上場子会社2社による新株予約権付社債の発行

さらに、前記イ(エ)に記載のとおり、神戸物産による公開買付者グループ支援の一貫として、当社及び公開買付者の他の上場子会社であるジー・テイスト及びさかいは、本スポンサー契約に基づき、平成25年2月15日付で、神戸物産に対してそれぞれの新株予約権付社債を発行する第三者割当の実行を決定し、それぞれ同日付で有価証券届出書を提出致しました。当該新株予約権付社債の発行の詳細については、当該有価証券届出書並びに当社、ジー・テイスト及びさかいはそれぞれ平成25年2月15日付で別途開示している「第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社の当該第三者割当による当該新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は10,344,825株であり、当社第47期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数23,584,000株に対して最大で43.86%（小数点以下第三位四捨五入）の希薄化が生じる可能性があります。

(c) 本公開買付けの実施

ア 本公開買付けを実施する理由及び本公開買付けの実施の決定

以上のとおり、神戸物産及び公開買付者は、本スポンサー契約において、公開買付者100%子会社化手続により、クックイノベンチャーが公開買付者株式の100%を取得することで合意したとのことです。

他方で、前記のとおり、公開買付者は上場会社である当社の発行済株式の45.80%を所有するいわゆる持株親会社（ホールディングカンパニー）であることから、公開買付者100%子会社化手続により、クックイノベンチャーが公開買付者の株式の過半数を取得することとなる場合には、実質的には当社の「株券等の買付け等」を行っているものと同視される余地もあるものと考えられるため、公開買付者は、平成25年2月15日開催の公開買付者の取締役会において、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q & Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続と併せて、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するため、公開買付者から当社に対する買付予定数の上限を定めない本公開買付けを実施することとしたとのことです。また、本公開買付けにおいては、買付予定数に下限も設定しないとのことです。したがって、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです（本公開買付けにより当社普通株式が上場廃止となる見込み及びその理由については、後記(3)をご参照下さい。）。

なお、公開買付者は、本公開買付けの撤回事由については金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びロ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合とするとのことです。

イ 本公開買付けにおける買付け等の価格

公開買付者によれば、本公開買付けにおける当社の普通株式の買付け等の価格は、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q & Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続における公開買付者株式の評価に際して、公開買付者が保有する当社普通株式1株当たりの評価額とされた金額と同額以上の価額としているとのことです。

すなわち、前記のクックイノベンチャーによる公開買付者の普通株式1株当たりの引受価額（1株当たり98.26円）は、神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき神戸物産による公開買付者が保有する当社及び他の上場子会社2社の株式の評価額を含めた公開買付者株式の評価額を第三者割当増資前の公開買付者の発行済株式総数で除した金額98.26円（以下「公開買付者株式1株当たり評価額」といいます。）と同額としているとのことです。また、本株式交換における、公開買付者の既存株主が保有する普通株式1株に対して交付する対価の額（普通株式100株につき金9,826円）は、公開買付者株式1株当たり評価額と同額としているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していないとのことです。

神戸物産によれば、公開買付者株式1株当たり評価額は、平成24年9月30日時点の公開買付者の資産及び負債の簿価を基準とし、主に次の加減算要素に基づく一定の調整を加えた上で、算定された純資産額を同日時点の発行済株式総数（公開買付者の自己株式の数を除く。）で除して算出しているとのことです。すなわち、神戸物産によれば、固定資産については換価可能性等を踏まえた減額を行い、公開買付者が保有する非上場の関係会社株式については各社の簿価純資産額を基準に評価を修正し、公開買付者が保有する当社普通株式については、1株当たり約61.4円（小数点以下第二位四捨五入）、ジー・テイストの株式については、1株当たり約30.6円（小数点以下第二位四捨五入）、さかいの株式については、1株当たり約61.9円（小数点以下第二位四捨五入）と評価しているとのことです。

神戸物産によれば、当社、ジー・テイスト及びさかいの株式の評価については、原則として各社の株式の市場価格をその評価の基準とした上で、公開買付者が保有する各株式数の各社発行済株式総数に対する比率の高さ及び市場需給とのバランスを踏まえると、上場株式である当社、ジー・テイスト及びさかいの株式については、その処分方法が限定され、また必要となる手続コストや売却機会コストを考慮する必要があること、前記のとおり、公開買付者及

び公開買付者の子会社のうちの数社において、現在、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼している状態にあること及び公開買付者が上場子会社3社を含む公開買付者の子会社の金融負債について保証を行っていることも踏まえると、公開買付者及び上場子会社3社を含む公開買付者の子会社の金融負債全体の一体的な整理・正常化を行う必要があり、それに伴い、処分の時期が限定され、早期処理の必要性があること等の事情を総合的に考慮し、平成24年7月1日から平成24年9月30日までの、株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード又は東証市場第二部における各社株式の終値単純平均の85%として算定したとのことです。

公開買付者によれば、以上を踏まえ、普通株式の買付け等の価格は1株当たり62円としたとのことです。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格62円は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成25年2月14日の当社普通株式の東証市場第二部における普通取引終値110円に対して43.64%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年2月14日までの過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値107円（小数点以下四捨五入）に対して42.06%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年2月14日までの過去3ヶ月の普通取引終値の単純平均値97円（小数点以下四捨五入）に対して36.08%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年2月14日までの過去6ヶ月の普通取引終値の単純平均値85円（小数点以下四捨五入）に対して27.06%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となるとのことです。

(d) 本公開買付け後の当社の経営方針

公開買付者によれば、本公開買付け後の経営方針については、本公開買付け及び公開買付者100%子会社化手続の完了後において、神戸物産とも協議の上、公開買付者グループの再編等も視野に入れた公開買付者グループ事業の抜本的改革を実行し、また、公開買付者グループ各社の既存借入れのリファイナンスを含めた金融負債の早期の整理・正常化を図ることも想定しているとのことです。当該方針は、公開買付者100%子会社化手続完了後のビジネス環境、各子会社の意向等の種々の要素を慎重に見極めた上で決定する必要があることから、現時点で確定している事実はないとのことです。

本公開買付けに対する意見

以上のとおり、本公開買付けは公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものとのことです。

当社取締役会は、本公開買付けに関して当社の意見を表明するに当たり、本公開買付けの目的（本公開買付けを実施する理由）、手続、買付け等の価格、本公開買付けに関するその他の諸条件について、慎重に協議及び検討を行った結果、平成25年2月15日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役4名中、出席取締役2名）の全員一致により、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的並びに手続及び本公開買付けに関するその他の諸条件は公正であると判断致しましたが、本公開買付けにおける買付け等の価格については、前記のとおり、平成25年2月14日の東証市場第二部における当社普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対しても大幅にディスカウントを行った金額となることから、当社として本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であることから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募については株主の皆様の判断に委ねるべきであると判断致しました。なお、本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書は取得しておりません。

以上により、当社は、平成25年2月15日開催された当社取締役会において、本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けに対する応募については株主の皆様のご判断に委ねることを、決議致しました。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、当社が公開買付者の子会社であることに鑑み、本公開買付けにおける買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下及びのような措

置を実施しております。また、公開買付者及び当社においては、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、に記載のとおり、他の買付者からの買付機会を確保するための措置を講じております。

当社における独立した社外役員による意見

当社は、平成25年2月2日に、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本公開買付けと利害関係のない当社の社外監査役であり、東証に独立役員として届出をしている畑善高氏に対し、(a)本公開買付けの目的が公正なものといえるか、(b)本公開買付けの諸条件の公正性は確保されているか、(c)本公開買付けについて、当社の取締役会が本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねることを決議することは妥当か、(d)本公開買付けについて中立の立場をとることを含む当該決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかを諮問致しました。

畑氏は、前記諮問事項について、本公開買付けの目的（公開買付者が本公開買付けを実施する理由）、手続、買付け等の価格、その他の本公開買付けの諸条件、本公開買付けを含む本件取引により見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容等、その他本公開買付けの背景等について説明を受けるとともに、本公開買付けに対して当社取締役会の行う意見表明等に関する決議について検討を行いました。

畑氏は、前記諮問事項について慎重に検討した結果、平成25年2月14日に、当社に対し、(a)本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q & Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的は公正である、(b)本公開買付けに係る手続は公正であり、本公開買付けのその他の諸条件は公正である、もっとも(c)本公開買付けにおける買付け等の価格については、前記のとおり、平成25年2月14日の東証市場第二部における当社普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対しても大幅にディスカウントを行った金額となることから、当社として、本公開買付けについて中立の立場をとるべきである、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であることから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募は株主の皆様のご判断に委ねるべきである、(d)本プレスリリースを含む本公開買付けに関する各開示書類において、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q & Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであること並びに本公開買付けを含む本件取引の全体像を明らかにすることにより、少数株主の利益に配慮しようとしていること等、本公開買付け及び本公開買付けに対する当社取締役会の行う意見表明等においては、公正な手続・開示を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていることも踏まえると、本公開買付けについて中立の立場をとることを含む前記決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるとする意見書を提出致しました。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

前記のとおり、当社取締役会は本公開買付けに関して当社の意見を表明するに当たり、本公開買付けの目的（本公開買付けを実施する理由）、手続、買付け等の価格、本公開買付けに関するその他の諸条件について、慎重に協議及び検討を行った結果、平成25年2月15日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役4名中、出席取締役2名）の全員一致により、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q & Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、本当社普通株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的並びに手続及び本公開買付けのその他の諸条件は公正であるものの、本公開買付けにおける買付け等の価格は、本公開買付けに関する決定前の市場価格からは大幅にディスカウントした価格となることから、当社として本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であることから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議致しました。

なお、当社の取締役のうち公開買付者の取締役を兼任している川上一郎氏及び稲角好宣氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

また、当該取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役2名）は、いずれも当社の取締役会が「本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる」旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

また、当社の監査役のうち、公開買付者の監査役を兼務している山本大介氏及び佐藤加代子氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当該取締役会の審議に参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者と当社は、対抗買付者が出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、現在、東証市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東証の定める上場廃止基準に従って、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東証市場第二部において取引することができなくなります。但し、前記のとおり、本公開買付けは、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q & Aに鑑み、当社の株主の皆様に対して、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行うものであり、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。公開買付者は、今後、神戸物産との間で、当社の株券等の保有状況も含め、公開買付者グループ全体の在り方について検討することを想定しておりますが、本公開買付けの後、当社の株券等をさらに取得する定まった予定はないとのことです。

(5) その他

本公開買付けは、前記のとおり公開買付規制の趣旨及び金融庁Q & Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続と併せて行うものであることから、公開買付者は、本公開買付けの開始と同時に、現在公開買付者の他の上場子会社であるジー・テスト及びさかいの発行する普通株式についても、公開買付期間を平成25年2月18日から同年3月15日までの20営業日とする公開買付けを、それぞれ実施することとしたとのことです。各公開買付けの詳細については、公開買付者が提出する、ジー・テスト及びさかいの普通株式に対する各公開買付届出書をご参照下さい。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
阿久津 貴史	取締役社長 (代表取締役)		普通株式58,157	58
原田 一彦	取締役	第一営業本部長	普通株式20,721	20
川上 一郎	取締役			
稲角 好宣	取締役			
松金 義晴	常勤監査役		普通株式4,763	4
山本 大介	監査役			
佐藤 加代子	監査役			
畑 善高	監査役		普通株式1,000	1
計			普通株式7,797	75

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

(注2) 取締役川上一郎及び稲角好宣は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注3) 監査役山本大介、佐藤加代子及び畑善高は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注4) 阿久津貴史が所有する株券等の数には、当社の役員持株会であるパオ役員持株会における持分に相当する当社の普通株式58,157株(小数点以下切り捨て)に係る議決権の数58個が含まれています。

(注5) 松金義晴の所有する株券等の数には、当社の役員持株会であるパオ役員持株会における持分に相当する当社の普通株式2,763株(小数点以下切り捨て)に係る議決権の数2個が含まれています。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。